

建設工事における低入札価格調査基準及び最低制限価格の改定について

令和4年3月18日
茨城県土木部監理課

茨城県土木部では、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度により、公共工事におけるダンピング受注による工事品質の低下、下請業者へのしわ寄せ防止の徹底を図っております。このたび、中央公契連モデルが改定されたことを受け、下記のとおり、低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法を改定し、令和4年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用することと致しましたので、お知らせいたします。

■低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法の改定

1) 低入札価格調査制度の対象工事

請負に付する額が1億5,000万円以上の工事及び総合評価方式を適用する工事

2) 最低制限価格の対象工事

請負に付する額が250万円超～1億5,000円未満の工事で総合評価方式を適用しない工事

3) 低入札価格調査基準及び最低制限価格の設定方法

【現行】

○範囲

予定価格の7.5/10～9.2/10

○計算式

- ・直接工事費の97%
- ・共通仮設費の90%
- ・現場管理費の90%
- ・一般管理費の55% の合計



【改正後】

○範囲

予定価格の7.5/10～9.2/10

○計算式

- ・直接工事費の97%
- ・共通仮設費の90%
- ・現場管理費の90%
- ・一般管理費の68% の合計

※計算式により算出した額が上記の範囲を上回った（下回った）場合には上限（下限）値で設定。
※最低制限価格については、従来どおり上記により算定した最低制限基本価格にシステムが無作為に抽出したランダム係数（0.9950～1.0050）を乗じて算出します。（設定範囲は7.5/10～9.2/10）